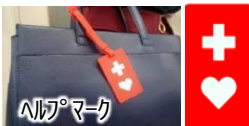


宮城県における「ヘルプマーク」の導入について

1 概要

(1) 趣旨

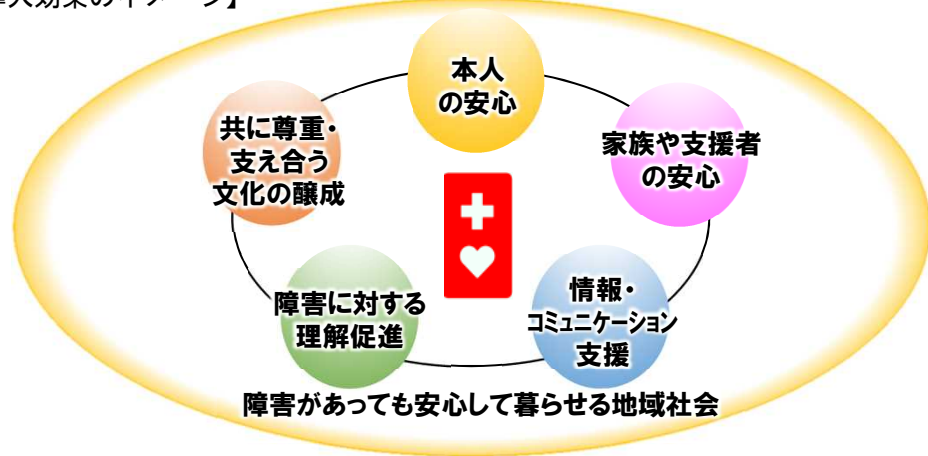
- ▽人工関節や内部障害、難病など、**外見からは分からなくても配慮や手助けを必要とする方が身に付けるもの**
- ▽H24.10に東京都が導入し、H29.7月にJIS化



(2) 本県の取組

- ▽「みやぎ障害者プラン」の重点施策「障害を理由とする差別の解消」に導入を明記
- ▽障害者週間が始まる12月3日から配布開始。特に、**仙台市とは歩調を合わせて導入**(当県含め35都道府県で導入済み)

【導入効果のイメージ】



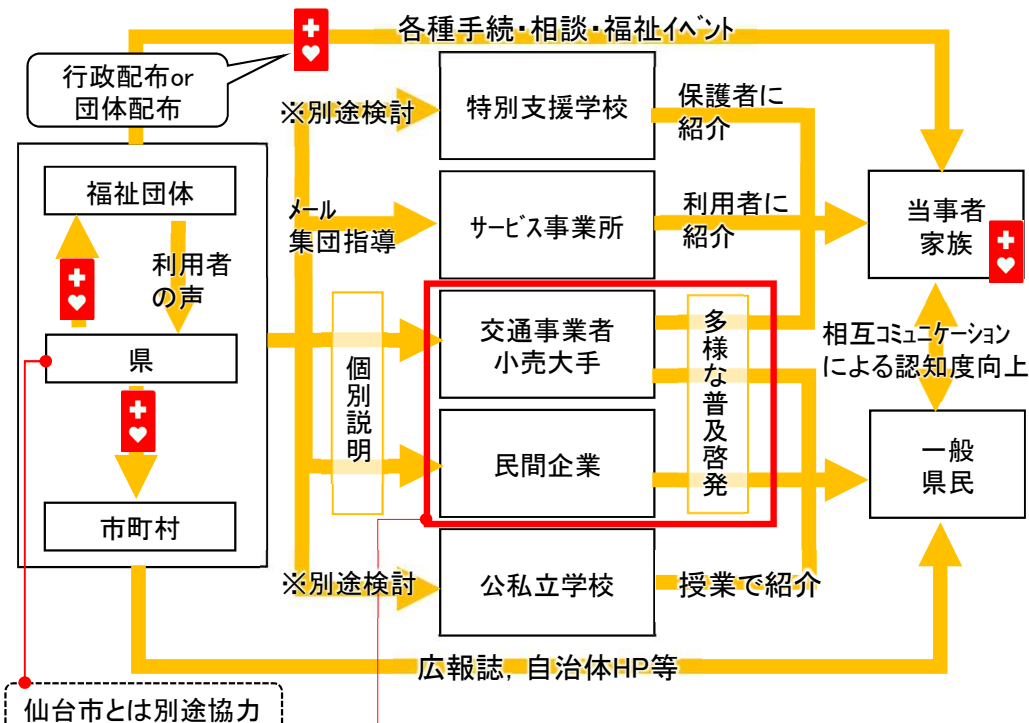
2 導入方法

配布対象	○申出があった方に配布
配布方法	○市町村等の窓口で趣旨等を説明の上配布 ○障害者手帳所持等の確認や申請行為は不要
当県の特徴	○本体等は専門業者から調達し、障害者就労支援事業所の工賃向上の観点から 組立等を同事業所へ発注 ○20,000個を用意

3 普及啓発体制

- ▽継続的な「運動」として根付かせるため、**多様な主体を巻き込み**下図のとおり当事者と一般県民双方へ訴求。
- 特に、**福祉団体はパートナー**と捉え、マーク配布や普及啓発で連携
- ▽既存広告媒体に加え、ポスター、チラシ等を作成し、広くPR

【普及啓発展開のイメージ】



仙台市とは別途協力

交通	仙台市交通局 民間バス・ 鉄道事業者 等	小売	ショッピングセンター 大手スーパー 等	企業	商工団体 経営者団体 同業組合 等
内容	ポスター等の無償掲示、チラシ配布、従業員教育等				
メリット	従業員や利用者・顧客に優しい企業風土醸成や接遇の向上 取組内容を県HPで公表し、イメージアップに寄与				